

顧問の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事センター（以下「本センター」という。）定款第36条第4項の規定に基づき、顧問の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の無支給)

第3条 顧問は無報酬とする。

(費用)

第4条 本センターは、顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 顧問には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。